

# 平成31年度予算見積調書

課室名: こども安全課  
 担当名: 総務・児童相談担当  
 内線: 3335 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B221	児童相談所費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童相談所費	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	児童福祉法第11条、第12条 児童虐待の防止等に関する法律第4条 等 (義務)		宣言項目 分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実		
1 事業の概要			5 事業説明					
県内6児童相談所の運営及び児童相談所で運用するシステムの保守管理を行う。 (1) 中央児童相談所費 27,790千円 (2) 南児童相談所費 14,498千円 (3) 川越児童相談所費 18,781千円 (4) 所沢児童相談所費 15,335千円 (5) 熊谷児童相談所費 27,605千円 (6) 越谷児童相談所費 22,060千円 (7) 児童相談所業務支援システム運営管理費 8,095千円 (8) 法的対応機能強化事業 11,340千円 (9) 一時保護所整備調査事業 346千円			(1) 事業内容 児童虐待をはじめとする複雑多様化する児童問題に迅速に対応し、児童の健全育成を図る。 (2) 事業計画 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない(児童福祉法第12条)。 児童相談所は、以下の業務を行う。 ア 子供に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子供の家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子供の援助を行う(児童福祉法第12条第2項)。 イ 必要に応じて子供を家庭から離して一時保護する(児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条)。 ウ 子供又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は子供を児童福祉施設等に入所させ、又は里親に委託する(児童福祉法第26条、第27条)。 (3) 事業効果 平成25年度 決算額: 92,677千円 相談件数: 14,778件 うち児童虐待相談件数: 4,255件 平成26年度 決算額: 98,388千円 相談件数: 16,009件 うち児童虐待相談件数: 5,662件 平成27年度 決算額: 103,455千円 相談件数: 18,046件 うち児童虐待相談件数: 6,683件 平成28年度 決算額: 99,966千円 相談件数: 22,298件 うち児童虐待相談件数: 9,367件 平成29年度 決算額: 99,734千円 相談件数: 24,244件 うち児童虐待相談件数: 10,683件					
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2): (一部) 報償費、被服費 (県10/10): 上記以外の事業								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費 (細節)児童相談所費 (積算内容)児童虐待防止関連経費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 (本庁) 9,500千円×1.2人=11,400千円 (地域機関) 9,500千円×216.0人=2,052,000千円								
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比
			国庫支出金	使用料・手数料	財産収入	諸収入		
決定額	145,850	4,478	496	152	395	140,329	14,322	
前年額	131,528	4,478	64	157	360	126,469		